

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 違法放置物件の除却及び保管【建設局総務部管理課】

1344

◇ 公 告

- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】

1346

北九州市告示第218号

道路上に放置された車両を除却し、保管したので、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除却
した日時
別表のとおり
- 3 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
別表のとおり
- 4 返還事務を行う場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所まちづくり整備課
 - (2) 期間 この告示の日から平成25年11月14日まで（日曜日、土
曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- 5 問い合わせ先
北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所まちづくり整備課（電話093-582-3471）

別表

整理番号		保管した違法放置物件		違法放置物件の保管を始めた日時	違法放置物件の保管を始めた日時	違法放置物件の保管の場所	備考
		名称又は種類	形状				
1	普通乗用自動車	数量	1台	平成24年4月13日 午前10時43分	平成24年4月13日 午前11時5分	北九州市小倉 北区菜園場一 丁目9番	
	トヨタ チェイサー 車体の色 白色 登録番号 習志野301 そ 32-22	長さ 4.71m 幅 1.75m 高さ 1.40m					

北九州市公告第319号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年3月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人かんかんむら

(2) 代表者の氏名

右田せい子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区企救丘五丁目6番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども及び親に対して、幼児教育や子育て支援に関する事業を行い、次代を担う子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。